

令和 2 年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託 (R2-1)

プロポーザル選定実施要領

1. 業務概要

- ① 業務名：令和 2 年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託 (R2-1)
- ② 業務内容：別紙「特記仕様書」のとおり
- ③ 履行期間：契約日の翌日から 令和 3 年 2 月 26 日
- ④ 業務規模：上限 25,333,000 円（消費税を含む）
- ⑤ 業務場所：浦添市全域

2. 参加資格

※次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 公告日（令和 2 年 6 月 12 日）（以下「基準日」という。）において、本市の指名停止措置を受けていない者。
- ③ 建設コンサルタント登録規程（昭和 5 2 年 4 月 1 5 日建設省告示第 7 1 7 号）に基づく建設コンサルタント登録制度における「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者。
- ④ 浦添市の平成 3 1 ・ 3 2 年度または令和 2 年度の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る審査申請を提出し、登録業種土木関係コンサルタント業務に登録を受けている者。
- ⑤ 沖縄県内に、本店、支店又は、営業所があること。
- ⑥ 予定管理技術者については技術士資格（建設部門）もしくは RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有していること。
- ⑦ 本業務と同種又は類似する業務実績を 1 件以上有していること。本業務と同種又は類似する業務の定義は、以下のとおりとする。
- ⑧ 配置予定管理技術者及び配置予定技術者は、本業務と同種又は類似する業務実績を 1 件以上有していること。本業務と同種又は類似する業務の定義は、以下のとおりとする。なお、管理技術者と担当技術者は兼務することができる。

【本業務と同種又は類似する業務】

【同種業務】元請として行った業務のうち、官公庁・自治体発注のデマンド（区域運行）による実証運行調査及びそれに類する調査・分析・支援等の業務で、平成 22 年 4 月 1 日から基準日までの間に完了のもの。

【類似業務】元請として行った業務のうち、官公庁・自治体発注のコミュニティバス等による実証運行調査及びそれに類する調査・分析・支援等の業務で、平成 22 年 4 月 1 日から基準日までの間に完了のもの。

3. スケジュール（予定）

日程	内容
令和2年6月11日（木）	第1回選定委員会開催 （設置要綱、実施要領、審査要領、第2回開催日の決定）
令和2年6月12日（金）	公募及び質問受付開始
令和2年6月19日（金）	参加意思表明書の提出期限・質問受付締切日
令和2年6月22日（月）	第1次審査 参加意思表明企業の選定（上位5社）
令和2年6月23日（火）	第1次審査 選定結果通知・提案書提出要請・質問回答日
令和2年6月30日（火）	技術提案書提出期限
〃	技術提案書配布
令和2年7月上旬	第2回選定委員会開催 （選定結果報告、第2次審査 業者プレゼン、事業者選定）
〃	第2次審査 事業者特定通知
令和2年7月中旬	契約締結

※上記スケジュールはあくまで予定となっており、変更となる可能性がある。

※締切期限や提出期限が閉庁となった場合は、その閉庁日の翌開庁日に限り受け付けるものとする。
郵送の場合も同様の扱いとする。

※上記スケジュールに変更があった場合にはホームページで公表する。

4. 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式-10）を提出すること。質問は提出書類の作成に係る質問のみとし、選定や審査に係る質問は一切受け付けない。参加表明及び技術提案に係る質問については、同時に実施する。

- ① 提出書類：質問書（様式-10）
- ② 提出期間：令和2年6月12日（金）午前8時30分から令和2年6月19日（金）正午まで
- ③ 提出方法：電子メールでの提出とし、送信後は電話連絡にて受信確認を行うこと。受信確認不備による質問はいかなる場合も一切受け付けない。
- ④ 提出先：浦添市役所 都市建設部 都市計画課（担当 新城・仲里）
shinjou@city.urasoe.lg.jp、yoshinaka@city.urasoe.lg.jp
- ⑤ 回答方法：回答は令和2年6月23日（火）午後5時までに浦添市ホームページにて公表する。質問者の情報は非公表とする。

5. 参加表明書の提出

参加表明書は会社概要（A4判任意様式）、様式-2～様式-4により作成し、様式-1を表紙として提出すること。

- ① 提出書類
 - 1) 参加表明書（様式-1）
 - 2) 会社概要（任意様式）（会社名、所在地、登録事業、業務内容、資格取得者数《技術士、RCCM》、連絡先を記入）
 - 3) 配置予定管理技術者の経験及び能力（様式-2）（様式-3）
 - 4) 企業の経験及び能力（様式-4）
- ② 提出期間：令和2年6月12日（金）から令和2年6月19日（金）まで
- ③ 受付時間：土日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分
- ④ 提出方法：持参または郵送（郵送の場合も提出期限内必着）

⑤ 提出部数：8部（様式1については表紙用の1部のみの提出）

⑥ 提出先：〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号

浦添市役所 都市建設部 都市計画課（担当 新城・仲里）

T E L 098-876-1234（代表）（内 4014・4013）

E-mail : shinjou@city.urasoe.lg.jp、yoshinaka@city.urasoe.lg.jp

6. 参加表明書の提出のあった業者を選定するための基準等（第1次審査）

参加表明書の提出のあった業者を選定するための基準は下表のとおりとし、書類による参加資格審査により、合計得点の高い上位5位以内の事業者を技術提案事業者として選定する。

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
プロポーザル提案事業者の経験及び能力 (様式-4)	資格要件	当該業務に関する部門の登録 ① 建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）及び、浦添市の令和2年度建設コンサルタント等業務入札参加登録の土木関係コンサルタント業務登録あり。 ② 浦添市の令和2年度建設コンサルタント等業務入札参加登録の土木関係コンサルタント業務登録あり。 上記に該当しない場合、選定しない。	40
	専門技術力	過去10年間における業務実績 ① 平成22年度以降に同種業務の実績がある。 ② 平成22年度以降に類似業務の実績がある。 上記に該当しない場合、選定しない。	
配置予定管理技術者の経験及び能力 (様式-2) (様式-3)	資格要件	技術者資格等、その他専門分野の内容 ① 技術士資格（建設部門）を有する。 ② RCCM（都市計画及び地方計画部門）資格を有する。 上記に該当しない場合、選定しない。	60
	専門技術力	過去10年間における業務実績 ① 平成22年度以降に同種業務の実績がある。 ② 平成22年度以降に類似業務の実績がある。 上記に該当しない場合、選定しない。	
	専任性	手持ち業務金額及び件数（未契約のものを含む） 公告日時点において、下記の項目に該当する場合は選定しない。 手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上。（手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。）	

7. 技術提案書の提出

参加資格審査の結果、技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、技術提案書を提出することができる。

① 提出書類

- 1) 技術提案書（様式-5）
- 2) 配置予定担当者の経歴（様式-6）（様式-7）
- 3) 業務の実施方針（A4判2ページ程度）（様式-8-1）
- 4) 業務フロー、工程計画（様式-8-2）
- 5) 評価テーマに対する技術提案（A4判4ページ以内）（様式-9）

【技術提案を求める評価テーマ】

浦添市における地域公共交通の課題解決と持続可能な地域公共交通の構築に向けた、デマンド（区域運行）による実証運行調査の留意点

- 6) 見積書（任意様式）
 - 7) その他本件関連資料：技術提案書と関連性が極めて強く、必要最小限の参考資料を添付可能とする。（任意様式）
- ② 提出期間：令和2年6月24日（水）から令和2年6月30日（火）まで
 - ③ 受付時間：土日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分
 - ④ 提出方法：持参または郵送（郵送の場合も提出期限内必着）
 - ⑤ 提出部数：8部（様式-5については原本1部のみ提出）
 - ⑥ 提出場所：参加表明書提出先と同様

8. 技術提案書の作成要領

本業務の技術提案書の作成にあたっては、「特記仕様書」の業務内容に基づき、業務経験や実績を活かして、実証運行実験の提案内容が的確であり、業務目的と内容を理解した実行力のある提案をするものとする。また、実証運行実験を通して、既存の公共交通機関に対する影響への対応や本格運行につながる調査の提案を盛り込むものとする。

- ① 技術提案書の様式は、様式-5～様式-9に示されるとおりとする。なお、文字サイズは11ポイント以上とする。
- ② 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図を使用しても構わない。
- ③ 文章は適度に行間を空け、見やすい構成で作成すること。

9. 技術提案書を特定するための評価基準等（第2次審査）

浦添市職員及び外部者で構成する選定委員会を設置し、各委員が各評価項目についてそれぞれ審査を行い、各委員の合計点数の最も高い事業者を特定するものとする。

なお、審査段階において適切な事業実施が困難であると委員会が判断した場合などには事業者を特定しないことがある。

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
配置予定担当技術者の経験及び能力 (様式-6) (様式-7)	資格要件	技術者資格等、その他専門分野の内容 ① 技術士資格（建設部門）を有する。 ② RCCM（都市計画及び地方計画部門）資格を有する。 ③ 上記に該当しない	25
	専門技術力	過去10年間における業務実績 ① 平成22年度以降に同種業務の実績がある。 ② 平成22年度以降に類似業務の実績がある。 ③ 上記に該当しない	
	情報収集力	公告日以前の過去10年間の浦添市所管内、周辺での受注実績の有無 ① 当該市町村における業務実績あり。 ② 沖縄県管内での業務実績あり。 上記に該当しない	
業務実施プロセス・内容・計画 (様式-8)	業務理解度	本業務の目的・内容の理解度と適切かつ実行力のある実施プロセス	25
	実施手順	業務実施プロセスに基づいた実行力ある実施内容・計画	
評価テーマに対する技術提案 (様式-9)	的確性	実証運行実験に関する提案内容の的確性	50
	実現性	提案内容の実現性・説得力	
	その他	有益な付加的提案	
	コミュニケーション力	プレゼンテーション時の質疑対応	

10. 審査結果の通知

技術提案書プレゼンテーション実施後14日以内に、各技術提案者に対し文書またはメールにて審査結果を通知する。ただし、審査結果については、異議の申し立ては受け付けない。

11. 提案者の失格

以下に掲げる項目に該当する場合は、プロポーザル提案者を失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて技術提案書が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められた状態に至った場合。
- ④ 審査に公平性を害する行為があった場合。
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、受託業者選考委員長が失格と認めた場合。

12. 既存資料の閲覧

技術提案を行うにあたり、以下の資料を閲覧できる。なお、2)～5)の資料の閲覧を希望する者は、事前に連絡の上、日時の調整を行うこと。事前連絡を行わない場合は、閲覧できない場合がある。

① 閲覧可能な資料名

- 1) 浦添市総合交通戦略【市 HP に掲載】
- 2) 平成 27 年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託報告書【閲覧のみ】
- 3) 平成 28 年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託報告書【閲覧のみ】
- 4) 平成 29 年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託報告書【閲覧のみ】
- 5) 平成 30 年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託報告書【閲覧のみ】
- 6) 令和元年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託（その 2）報告書【市 HP に掲載】

② 閲覧場所

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号
浦添市役所 6 階 都市計画課（担当：新城、仲里）
電話番号 098-876-1234（代表）（内 4014・4013）

13. その他

- ① 選定委員会により特定した候補者が辞退した場合、又は、市との協議が整わなかった場合には、次順位以降の提案者を繰り上げて、特定できるものとする。
- ② 提出期限以降の参加表明書及び技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出された技術提案書については、提案事業者の知的財産であることを鑑み、非公開とする。

14. 技術提案に関する経費

技術提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。

15. 事務局

本プロポーザルを運営する事務局は、浦添市都市建設部都市計画課に置く。